

ドナーミルク利用支援事業実施要綱

令和7年3月31日6保医医救第1554号

(目 的)

- 第1 この要綱は、NICUにおけるドナーミルクの使用やドナー登録を行う医療機関を支援し、ドナーミルクを必要とするNICU入院児等が利用できる環境を整備することを目的とする。

(定 義)

- 第2 本要綱における用語の定義は次のとおりとする

- 1 ドナーミルクとは、ドナーとしての基準を満たした女性から提供された母乳で、検査に合格し、かつ低温殺菌処理等をした母乳を指す。
- 2 母乳バンクとは、「一般社団法人日本母乳バンク協会」及び「一般財団法人日本財団母乳バンク」を指す。
- 3 ドナーとは、自身の母乳を提供する者を指す。

(対象施設)

- 第3 都内に所在する病院及び診療所のうち、以下に掲げる要件を満たす医療機関とする。

- 1 ドナーミルク使用料支援事業
 - ア 都が指定する周産期母子医療センター又は周産期連携病院のうちNICUを備えた医療機関であり、母乳バンクのドナーミルク使用施設登録を行っていること。
 - イ 母親に対する母乳指導を適切に行っていること。
- 2 ドナー登録施設支援事業
 - ア ドナー登録を行う施設として母乳バンクから業務を受託していること。

(事業の内容)

- 第4 事業の内容は次のとおりとする。

- 1 ドナーミルク使用料支援事業
 - ア ドナーミルクが必要な児が使用できるよう環境を整備し、必要な児にドナーミルクを提供すること。
 - イ ドナーミルク及び母乳バンクについて都民向け周知を行うこと。
 - ウ 都が行うドナーミルクに関する調査に応じること。
- 2 ドナー登録施設支援事業
 - ア 母乳バンクにおけるドナー登録に必要な問診・検査等を行うこと。
 - イ ドナー登録の促進に向け周知を行うこと。

(その他)

- 第5 東京都は、本要綱に基づき、別に定めるところにより補助金を交付する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。